平成 28 年分　給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

平成 28 年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	株式会社　○○○○	（フリガナ）あなたの氏名	サトウ　カズオ　佐藤　和夫	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合には、○印を付けてください。）
麹町	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。				
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	あなたとの続柄　本人
板橋	給与の支払者の住所（住所）	東京都千代田区霞が関３	住所	（郵便番号 173 － 0014 ）東京都板橋区大山東町３５－１	有・無

２か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

あなたの個人番号を記載します。

扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

	氏名及び個人番号	あなたとの続柄	生年月日	同居老親等・その他	住所又は居所	平成28年中の所得の見積額 非居住者である親族	平成28年中の所得の見積額 生計を一にする事実	異動月日及び事由
A 控除対象配偶者	佐藤　洋子 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7		明・大・昭・平 42・11・		東町３５－１		70,000 円	
B 控除対象扶養親族（16歳以上）（平13.1.1以前生）	1 佐藤　守	子	明・大・昭・平 7・2・4	同居老親等・その他 ○	1234 Kokuzei Street, ・・・・・ USA	○	0	
	2 佐藤　茂 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	子	明・大・昭・平 12・3・30	同居老親等・その他	東京都		0	
	3 佐藤　隆雄	父	明・大・昭・平 13・5・8	同居老親等・その他			(公的年金等) 300,000	
	4		明・大・昭・平 ・・					
	5		明・大・昭・平 ・・					

控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成13年１月１日以前生）の扶養親族を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満（平成６年１月２日～平成10年１月１日生）の場合に○を付けます。

控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます（親族関係書類の添付等が必要です。）。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上（昭和22年１月１日以前生）の場合には次のとおりいずれかに○を付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき⇒「その他」

所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しません。

所得が給与等のみの場合には収入金額が103万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が158万円以下（年齢65歳未満の人は収入金額108万円以下）であるとき、所得は38万円以下になります。

	障害者	特別障害者	寡婦	特別の寡婦	寡夫	勤労学生	左記の内容（この欄の記載に当たっては、裏面の「２　記載についてのご注意」の（８）をお読みください。）	異動月日及び事由
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	本人							
	控除対象配偶者							
	扶養親族	1人 ○					佐藤隆雄、身体障害者３級　身体障害者手帳　平成23年４月11日交付	
	同居特別障害者	1人						

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生

右の該当する番号及び欄に○を付け、□内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

左記の障害者等に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名等を記載します。

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	住所又は居所	控除対象扶養親族 氏名	控除対象扶養親族 住所又は居所	異動月日及び事由

年齢16歳未満（平成13年１月２日以後生）の扶養親族も対象となります。

２～５については、あなたが寡婦等に該当する場合に○を付けます。

○住民税に関する事項

（住民税に関する事項）16歳未満の扶養親族（平13.1.2以後生）	氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	平成28年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1	佐藤　勝	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	平 14・10・15	東京都板橋区大山東町３５－１		0 円	
2				・・				
3				・・				

年齢16歳未満（平成13年１月２日以後生）の扶養親族を記載します。

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の３の２第１項及び第２項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

扶

給与の支払者受付印

◎この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
◎この申告書を提出する必要がある人も提出する必要があります。
◎この申告書には、そのうちの１か所にしか提出することができません。
◎この申告書は、平成27年９月１日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
◎この申告書についてのご注意」等をお読みください。